

海上運送法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

旅客船の総合的な安心・安全対策を講ずることにより海上旅客運送の安全を図るとともに、安定的な国際海上輸送の確保等を図ることを目的とした「海上運送法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 42 号。以下「改正法」という。）が令和 5 年 4 月 28 日に成立したところ。

改正法による改正内容の中で、行政処分及び罰則の強化に関する改正に関しては、改正法の公布後 1 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されること、これに伴い、海上運送法施行規則（昭和 24 年運輸省令第 49 号）について所要の規定の整備を行う必要がある。

2. 概要

(1) 欠格事由に該当しない旨を証する書類の提出（第 2 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 19 の 2 の 3、第 23 条の 3、第 28 条）

事業の許可を受けようとする者等に対し、申請書の添付書類として、改正法による改正後の海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号。以下「法」という。）第 5 条に規定する欠格事由に該当しない旨を証する書類を提出させることとする。

(2) 密接関係者に該当する者の要件（新設）

法第 5 条第 3 号に規定する許可を受けようとする者と密接な関係を有する者（密接関係者）に該当する者として、許可を受けようとする者の議決権の過半数を所有している者等を定める。

(3) 聴聞決定予定日の通知（新設）

聴聞決定予定日の通知をするときは検査が行われた日から 60 日以内の特定の日を通知することとする。

(4) 特定旅客定期航路事業の休止・廃止の事前届出（第 19 条の 3）

特定旅客定期航路事業を営む者が事業を休止・廃止しようとする場合の手続き等について、一般旅客定期航路事業と同様のものとする。

(5) 特定旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業における事業継承の認可（第 19 条の 3、第 23 条の 4）

特定旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の事業継承に係る手続き等について、一般旅客定期航路事業と同様のものとする。

(6) 旅客不定期航路事業の廃止の事前届出（第 23 条の 6）

旅客不定期航路事業を営む者が事業を廃止する場合には、事業廃止の前に、事業廃止届出書を提出しなければならないこととする。

(7) その他

その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 5 年 6 月 2 日

施 行：令和 5 年 6 月 11 日